(趣旨)

第1条 この要領は、軽井沢町広告掲載要綱(平成18年軽井沢町告示第74 号)の規定に基づき、町内循環バス車内に広告を掲示することについて 必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲示等)

第2条 広告は、町内循環バスの車内に掲示するものとし、当該広告の規格及び掲示位置については別に定める。

(車内広告の掲示期間)

第3条 町内循環バス車内に掲示する広告(以下「車内広告」という。) の掲示期間は、第7条第1項に規定する広告掲示料を納付した日の属す る月の翌月から当該年度の3月までの間とする。

(車内広告の掲示申請等)

- 第4条 車内広告を掲示しようとする者(以下「申請者」という。)は、 軽井沢町町内循環バス車内広告掲示申請書(様式第1号)に車内広告の 原稿(申請者が作成した完全な版下をいう。)を添えて、掲示しようと する日の属する月の1月前までに町長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、1申請者につき1枠とする。ただし、町長は、募集した枠数に申請数が満たないときは、1申請者に複数枠への申請を認めるものとする。

(車内広告の優先順位)

- 第5条 町長は、次条の規定により車内広告の掲示が適当とされたものの 数が募集した枠数を超えているときは、地域性及び公共性の高い内容の 広告並びに申請者を優先するものとする。
- 2 前項の規定によっても決定することができないときは、申請順による ものとする。

(車内広告の審査及び決定)

第6条 町長は、第4条第1項に規定する申請書が提出されたときは、車 内広告の内容を審査して、当該車内広告の掲示の可否を決定し、その結 果を申請者に対し、軽井沢町町内循環バス車内広告掲示可否決定通知書 (様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲示料)

- 第7条 車内広告の掲示料金(以下「広告掲示料」という。)は、別表のとおりとし、前条の規定により車内広告の掲示の許可を受けた者(以下「広告主」という。)は、当該広告掲示料を町長が指定する期日までに納付しなければならない。
- 2 町長は、既納の広告掲示料は、還付しない。 (車内広告の作成)
- 第8条 広告主は、自己の負担により車内広告を作成するものとする。 (掲示の許可の取消)
- 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する許可を取り消すことができる。この場合において、広告主が生じた損害に対して、町長はその責任を負わない。
 - (1) 第7条第1項に規定する期日までに広告掲示料の納付がないとき。
 - (2) 広告主が書面により車内広告の掲示の辞退を申し出たとき。
 - (3) その他町長が車内広告を掲示することが適当でないと判断したとき。 (広告主の責務)
- 第10条 広告主は、車内広告の内容に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

広告掲示料(消費税相当額を含む。)	備考
1 枠 1 月につき4,000円	同一の車内広告を町内循環バ
	ス全ての車両に掲示

(備考) 車内広告掲示の期間が1月未満であるときは1月として、その期間に1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。

様式第1号(第4条関係)

軽井沢町町内循環バス車内広告掲示申請書

年 月 日

軽井沢町長 様

 住
 所

 氏
 名

 印電話番号

町内循環バスに車内広告を掲示したいので、軽井沢町町内循環バス車内 広告掲示要領第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1. 車内広告の掲示期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2. 車内広告の規格 縦 ミリ ×横 ミリ
 - (注) 車内広告の原稿を添付してください。

様式第2号(第6条関係)

軽井沢町町内循環バス車内広告掲示可否決定通知書

第 号 年 月 日

様

軽井沢町長 印

年 月 日付けで申請のありました軽井沢町町内循環バスへの 広告の掲示については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 决定区分 □掲示する

□掲示しない

理由

2. 広告掲示料

円

3. 納付期限

月 年 日

4. 車内広告の掲示期間

年 月 日から 年 月 日まで